

徳島県告示第百二十一号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護療養型医療施設		開設者	サービスの種類	辞退年月日
名称	所在地	開設者	サービスの種類	辞退年月日
日比野病院	徳島市寺島本町東二丁目一四番地	医療法人日比野病院	介護療養型医療施設	令和五年三月三十一日
阿南医療センター	阿南市宝田町川原六番地一	徳島県厚生農業協同組合連合会	同	同